

包括的連携に関する協定

締結式



日時：令和2年9月30日（水）
13：30～

場所：宇陀市役所 大会議室

宇陀市と日本郵便株式会社との 包括的連携に関する協定締結式・合同記者会見

日時：令和2年9月30日（水）

13：30～14：00

場所：宇陀市役所 4階 大会議室

次 第

- 1 締結式の開会
- 2 出席者紹介
- 3 協定趣旨説明
- 4 宇陀市長 金剛一智 あいさつ
- 5 奈良県中和地区連絡会 統括局長 西大和まきのは郵便局
局長 中村 智宏 あいさつ
- 6 協定書署名（金剛宇陀市長・奈良県中和地区連絡会 統括局長
西大和まきのは郵便局局长・大和榛原郵便局局长）
- 7 質疑応答
- 8 写真撮影

宇陀市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

宇陀市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、住民の利便性の向上、安心・安全の確保等を図ることを目的とする。

なお、乙においては宇陀市内郵便局、桜井郵便局及び大和郡山郵便局が本協定を実施する。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること
- (2) 地域の活性化に関すること
- (3) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (4) 女性の活躍推進に関すること
- (5) 市民サービスの向上に関すること
- (6) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第5条 乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得

た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(反社会的勢力)

第7条 甲及び乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団、同条第6号に定める暴力団員その他暴力団又は暴力団員に準ずる反社会勢力若しくは人物と一切の関係を持たないことを確約する。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年9月30日

甲 奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3

宇陀市

宇陀市長

乙 奈良県北葛城郡上牧町下牧1丁目6番31号

日本郵便株式会社

西大和まきのは郵便局長

奈良県宇陀市榛原下井足90-1

日本郵便株式会社

宇陀市内郵便局代表

大和榛原郵便局長

具体的な包括連携協定の取り組み

1 安心・安全な暮らしの実現に関すること

- (1) 地域見守り活動への協力
 - ・子どもや高齢者等の見守り活動、子ども 110 番の協力
- (2) 道路損傷等の情報提供
 - ・道路損傷等や不法投棄の通報
- (3) 災害発生に備えた取組
 - ・防災協定の締結、防災訓練への参加
- (4) 犯罪行為等に対する警察との連携
 - ・振り込め詐欺等の特殊詐欺未然防止の取組みを強化
 - ・犯罪防止に関する郵便局での周知
- (5) 認知症高齢者等にやさしい地域づくりへの協力
 - ・認知症サポーターの養成講座の社員の受講促進

2 地域の活性化に関すること

- (1) 魅力発信、県広報活動への協力
 - ・オリジナルフレーム切手、地域限定フォルムカード
 - ・県政情報に関する郵便局での周知協力
- (2) カタログ販売による宇陀市の特産品紹介
 - ・カタログギフト（ふるさと小包）等への宇陀市特産品の掲載
- (3) 郵便局やK I T T E等での物産展等イベントの開催
 - ・物産展等イベント開催に当たって、郵便局やK I T T E等の日本郵便所有施設の提供
 - ・物産展の共同開催、県産品のPR活動への協力
- (4) ふるさと納税に関する協力
 - ・ふるさと納税返礼品の開発

3 未来を担う子どもの育成に関すること

- (1) 郵便局見学・職場体験の受入れ
 - ・小・中・高校生を対象とした「郵便局見学・職場体験」の積極的な受入れ
- (2) 手紙振興に向けた取組
 - ・「手紙の書き方体験授業」の教材の提供

4 女性活躍推進に関すること

- (1) ワークライフバランスに関する広報・啓発への協力
 - ・啓発のためのリーフレット等の郵便局への設置協力
- (2) 女性活躍に関する啓発等
 - ・日本郵便の取組事例照会、セミナーでの発表

5 市民サービスの向上に関すること

- (1) マイナンバーカードの普及支援
- (2) 市内交通を継続的に維持するための事業協力

6 その他、本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること

以上